

「一条メガソーラー熊本菊池発電所事業に係る環境影響評価方法書」についての熊本県知事意見

環境影響評価の実施及び環境影響評価準備書の作成に当たっては、次の事項について十分勘案すること。

【大気環境】

〈大気質〉

- (1) 大気質の調査について、夏・冬だけでなく、春・秋に実施する必要があるか検討すること。なお、必要がないと判断した場合は、その理由を記載すること。

【水環境】

〈水質〉

- (1) 水象に係る調査・予測・評価に当たっては、「熊本県開発許可申請に伴う調節池設置基準（案）」に規定された流量計算書に基づき、50年確率で想定される雨量強度時におけるピーク流量を算出し、検討すること。

また、同基準（案）に基づき、下流 4km までを調査範囲とする必要があるか検討すること。

〈地下水〉

- (1) 工作物の存在供用時における地下水の涵養量の定量的な予測にあたっては、熊本県の定める「地下水涵養指針 別紙 重点地域（熊本地域）における地下水涵養の措置による推定涵養量の算定方法」か、又は、独自の科学的な調査等による合理的な方法を検討すること。

【動物・植物・生態系】

〈動植物〉

- (1) 大規模な土地の改変により、生物多様性の減少が懸念されることから、事業撤退後の生物多様性の回復につながる対策を検討すること。
- (2) 事業実施にあたり土壌改良を行う場合は、事業撤退後に植林できる工法等を検討すること。

【景観・人と自然との触れ合いの活動の場】

〈景観〉

- (1) 本事業は、国道 57 号北側復旧ルート of の両側に太陽光パネルを設置するものであり、走行する車からの景観への影響が懸念されるため、景

観に配慮した適切な対策を検討すること。

- (2) 熊本県及び阿蘇郡市七市町村は、阿蘇の世界文化遺産登録を推進し、景観の保全に取り組んでいることから、主要な眺望点の選定にあたっては、景観の影響範囲を広域に設定して、再検討を行うこと。

なお、事業予定地の北側に位置する鞍岳は、登山の場としてよく利用されていることから、調査地点として追加する必要があるか検討すること。

[廃棄物等]

〈廃棄物〉

- (1) 太陽光パネルには、鉛やセレン等の有害物質を含むものがあるが、海外製はそれらの情報が不明で、産業廃棄物最終処分場での受入れ拒否となる事例がある。このことから、本事業で使用予定の太陽光パネルにおける有害物質の含有の有無を確認すること。また、準備書に事業終了後のパネルの処理方針を明記すること。